

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Ministry of Health, Labour and Welfare

1. N501Yの変異のある変異株

- 「N501Yの変異がある変異株」は、従来株よりも感染性が増していることが懸念されている。
- 英国で確認された変異株(VOC-202012/01)、南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株(501Y.V3)がこの変異を有している。
- 我が国では、214例（国内165例、空港検疫49例）を確認している。

2. E484Kの変異がある変異株

- 「E484Kの変異がある変異株」は、従来株よりも免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。
- 南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株(501Y.V3)がこの変異を有している。

※ 上記のほかに「N501Yの変異はないがE484Kの変異がある変異株」を、現在、我が国では、93例（国内91件、空港検疫2件）確認している。

我が国の新型コロナウイルス感染症（変異株）の確認状況

2021/03/02時点

計	214
----------	------------

国内事例	英国で報告された変異株	南アフリカで報告された変異株	ブラジルで報告された変異株
165	159	4	2

空港検疫	英国で報告された変異株	南アフリカで報告された変異株	ブラジルで報告された変異株
49	36	8	5

	都道府県別	患者数
1	北海道	0
2	青森県	0
3	岩手県	0
4	宮城県	0
5	秋田県	0
6	山形県	0
7	福島県	5
8	茨城県	1
9	栃木県	1
10	群馬県	2
11	埼玉県	38
12	千葉県	0
13	東京都	14
14	神奈川県	9
15	新潟県	29
16	富山県	0
17	石川県	0
18	福井県	0
19	山梨県	2
20	長野県	1
21	岐阜県	0
22	静岡県	7

	都道府県別	患者数
23	愛知県	0
24	三重県	0
25	滋賀県	2
26	京都府	3
27	大阪府	9
28	兵庫県	36
29	奈良県	0
30	和歌山県	0
31	鳥取県	0
32	島根県	0
33	岡山県	2
34	広島県	0
35	山口県	0
36	徳島県	0
37	香川県	0
38	愛媛県	0
39	高知県	0
40	福岡県	0
41	佐賀県	0
42	長崎県	0
43	熊本県	0
44	大分県	0
45	宮崎県	0
46	鹿児島県	4
47	沖縄県	0

新型コロナウイルス感染症（変異株）の監視体制（全体像）

- 新型コロナウイルスのゲノム変異の状況を把握するため、国立感染症研究所において、国内の陽性検体についてゲノム解析を実施（※1）するとともに、変異株のリスク評価・分析を実施している。

※1）新型コロナウイルス約3万塩基の全てを決定する必要があるため解析に数日以上要する。

- 変異株のリスク評価・分析結果に応じて、以下の取組を実施。

- (1) 感染性が増していることが懸念される変異株については、迅速に対応につなげるために、

- 変異株スクリーニングを実施（自治体で全陽性患者数の5~10%分の検体を対象に変異株PCR検査（※2）を実施）
- 変異株が確認された自治体については、抽出割合を上げて変異株スクリーニングを実施
- 国立感染症研究所においてゲノム解析を実施

※2）変異株疑い患者を数時間で判別

- (2) 免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている変異株やその他の株

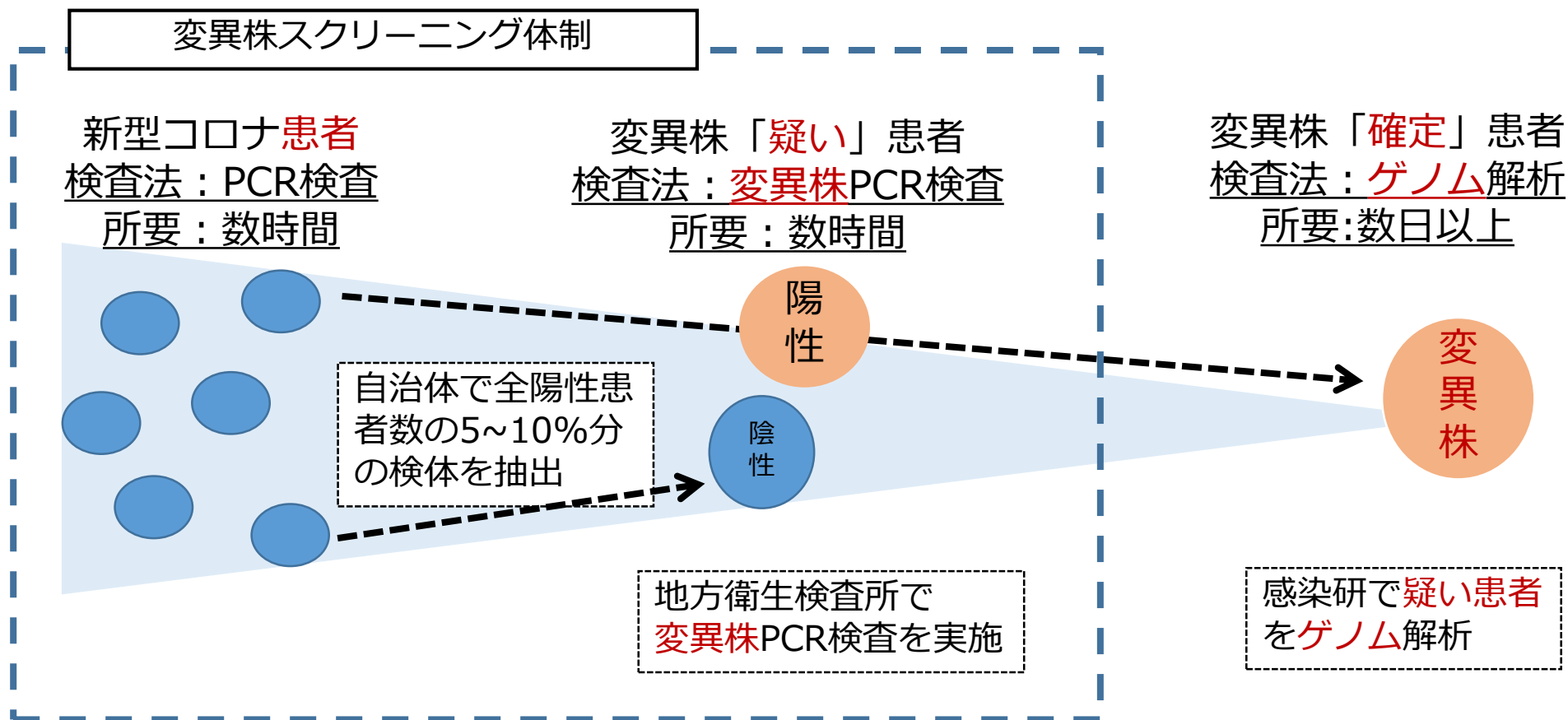
についても、迅速に発生状況を把握する必要がある場合に備え、

- 国立感染症研究所において、複数の変異を迅速に検出する検査方法の開発
- 国立感染症研究所においてゲノム解析を実施

などに取り組む

新型コロナウイルス感染症（変異株）のスクリーニング体制

- 1/22、全国の地方衛生検査所に、変異株PCR検査手法を提供。順次、地方衛生検査所で変異株PCR検査を用いた変異株スクリーニングを開始。
- 現在、スクリーニング体制の検討中の自治体には、国立感染症研究所が変異株スクリーニングを代行して実施。



※変異株が確認された自治体においては割合をあげてスクリーニングを強化

変異株スクリーニング検査の実施状況【速報値】

2021/02/25時点

- 都道府県等から報告のあった検査数を計上したもの。速報値のため、今後、精査が必要な数字である。
- 都道府県別の患者数（変異株）は、自治体の積極的疫学調査等によって把握した患者が含まれており、変異株スクリーニング検査の検査数は対象期間が限定されており、これらの数字を用いて地域の変異株割合を評価することは過大評価となるおそれがあり適切ではない。

	都道府県別	検査数	期間
1	北海道	65	~2/19
2	青森県	45	~2/17
3	岩手県	0	~2/19
4	宮城県	217	2/7-2/19
5	秋田県	0	~2/19
6	山形県	39	2/12
7	福島県	158	~2/19
8	茨城県	229	2/1-2/19
9	栃木県	36	2/12
10	群馬県	22	2/12-2/19
11	埼玉県	276	1/29-2/19
12	千葉県	88	~2/19
13	東京都	1742	1/1-2/19
14	神奈川県	42	2/17-2/19
15	新潟県	90	2/9-2/19
16	富山県	32	2/2,2/16
17	石川県	157	2/10-2/19
18	福井県	54	2/17-2/19
19	山梨県	54	2/9-2/19
20	長野県	56	2/18

	都道府県別	検査数	期間
21	岐阜県	39	2/10-2/18
22	静岡県	387	1/22-2/19
23	愛知県	224	~2/15
24	三重県	186	~2/15
25	滋賀県	374	~2/14
26	京都府	62	2/5-2/19
27	大阪府	131	1/22~2/19
28	兵庫県	121	2/1-2/19
29	奈良県	0	~2/19
30	和歌山県	57	2/8-2/10
31	鳥取県	0	~2/19
32	島根県	58	1/27-2/18
33	岡山県	38	2/3-2/19
34	広島県	67	2/3-2/19
35	山口県	23	2/18
36	徳島県	24	2/19
37	香川県	181	2/4-2/15
38	愛媛県	99	2/8-2/10
39	高知県	29	2/10-2/19
40	福岡県	301	2/17-2/19

	都道府県別	検査数	期間
41	佐賀県	0	~2/19
42	長崎県	0	~2/19
43	熊本県	82	1/19-2/19
44	大分県	5	~2/19
45	宮崎県	1	2/24
46	鹿児島県	27	~2/19
47	沖縄県	43	~2/19

※検査数・期間は、都道府県別に管轄内の保健所設置市・特別区を合算して計上したもの。

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応

1. 水際措置

<現行の取組>

- 全ての入国者に対して、①出国前72時間以内の検査証明の提出、②入国後14日間の自宅待機等についての誓約書の提出を求め、違反した場合氏名等の公表等の対象
- 変異株流行国からの入国者に対して、①入国後3日間の待機、②入国後3日目に追加の検査を実施等を求める、③入国後14日間の健康状態の確認等について国が設置するフォローアップセンターが実施等

<今後の取組>

- 変異株流行国・地域に該当する国・地域を、確認の都度指定し公表する。
- **国内外の感染状況を見極めつつ、必要な水際対策のあり方について、引き続き、検討**を続ける。

2. サーベイランス体制

<現行の取組>

- 感染研のゲノム解析による監視体制の強化を実施。**変異株PCR検査を開発**。全国の地方衛生研究所に検査手法を提供(1/22) PCR検査で変異株への感染が疑われた場合は、迅速に地域の感染対策を実施。
- 全陽性者数の5~10%分の検体を目安に、**変異株スクリーニング(※)のサーベイランスを強化**するよう自治体に要請(2/5)自治体に**変異株スクリーニングの検査数の報告を要請**(2/16)
- **民間検査機関・大学等と連携**した変異株のスクリーニング検査・ゲノム解析の体制強化(2/19)
- 変異株事例は全て**厚労省に集約して一元的に事例を発表**。

<今後の取組>

- 自治体の**変異株スクリーニングの検査数等を定期的に把握**。
- 自治体による**変異株スクリーニング体制構築を支援**。併せて、**感染研による変異株スクリーニング検査の代行も実施**。(2月中をメド)
- 変異株事例の「確定」を変異株PCR検査で行うこととし、**自治体で事例を発表**。厚労省は**変異株の発生状況を週報で公表**。(3月上旬以降は、ハースによる**自動集計を実施**)

(※) 変異株の疑いを確認するPCR検査(変異株PCR検査)

3. 感染拡大防止策

<現行の取組>

- 変異株が疑われる事例への積極的疫学調査の強化や幅広い関係者への検査の徹底を自治体に要請（2/4）
- 自治体の要望に基づき、クラスター対策班の専門家を派遣し、広域事例など自治体を支援（埼玉県、新潟県等に派遣）
- 感染研による変異株事例の疫学情報の評価・分析を実施（2/17）

<今後の取組>

- 感染研による変異株事例の疫学情報の評価・分析を実施し、今後の対策に活用。
- 自治体の要望に基づき、クラスター対策班の専門家派遣など自治体を支援

4. 普及啓発

<現行の取組>

- 感染研による変異株の評価・分析を定期的に公表
- 厚労省HPに一般向けQ & Aを掲載し、一般向けに普及啓発を実施

<今後の取組>

- 新型コロナの“いま”についての10の知識に変異株に関する説明を追加（別紙）
- 厚生労働省HPに、変異株に関する一般向けQ & Aを新設。

5. 研究開発

<現行の取組>

- NCGMのレジストリを活用して変異株事例の症例を蓄積し、変異株の臨床情報の分析や研究を実施。
- 感染研による変異株のゲノムを解析し、リスク分析を実施
- 感染研による変異株事例の疫学情報の評価・分析を実施（2/17）。

<今後の取組>

- 大学、感染研、NCGMが連携して、患者検体や臨床情報等を一体的に収集・解析に着手。
- 感染研による変異株事例の疫学情報の評価・分析を実施し、今後の対策に活用（再掲）。

Q 新型コロナウイルスの変異について教えてください。

A 感染力が従来よりも強い可能性がある、変異したウイルスが報告されています。**これらの変異が、より重症化しやすい、ワクチンが効きにくい、とする証拠は、今のところ、確認されておらず、世界中で調査が進められています。**また、子どもへの感染性に影響を与えることを示唆する証拠は確認されておらず、調査が進められています。

日本では、変異株のクラスターが複数報告され、海外とのつながりがない事例（孤発例）が継続して確認されているものの、**地域で広く流行している状況ではありません。**

厚生労働省では、国内で確認された新型コロナウイルスのゲノムを解析し、国内の新型コロナウイルスの変異状況を確認しています。世界保健機関（WHO）や専門家とも情報交換を行い、リスク分析を行うとともに、国内の監視体制の強化するなど、機動的な感染防止対策に努めています。

この変異株であっても、**3密（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどの対策は、これまでと同様に有効**ですので、国民の皆様の感染予防策へのご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルスは、約3万塩基により構成されたRNAウイルスです。これまでの研究により、この塩基は通常約2週間で1カ所程度の速度で変異していると考えられています。塩基が変異することで、感染力の強さや、症状に変化が生じることは少ないですが、まれに、大きな変化が生じる場合もあります。ウイルスの変異の状況と臨床情報を把握することが必要です。

新型コロナウイルス変異株流行国・地域への指定について

令和 3 年 3 月 2 日

1. アイルランド、イスラエル、英国、ブラジル（アマゾナス州）及び南アフリカ共和国に加え、以下の 13 の国・地域を「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定し、これらの国・地域に対して、英国及び南アフリカ共和国等と同様の水際強化措置を取ることとします。

- (1) アラブ首長国連邦
- (2) イタリア
- (3) オーストリア
- (4) オランダ
- (5) スイス
- (6) スウェーデン
- (7) スロバキア
- (8) デンマーク
- (9) ドイツ
- (10) ナイジェリア
- (11) ブラジル（アマゾナス州を除く）（※）
- (12) フランス
- (13) ベルギー

（※）ブラジルはこれまでアマゾナス州を指定していましたが、今回の指定により、国全域が「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」となります。

2. 上記 13 の国・地域からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは自宅等で入国後 14 日間の待機をしていただいていたところですが、今後は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととなります。その上で、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の残りの期間を、自宅等で待機していただくこととなります。

以上

令和3年2月2日
最終改正 令和3年3月2日

変異株流行国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（8）」（令和3年2月2日）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

国・地域	指定日	3.（2）に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
アイルランド、イスラエル、英国、ブラジル（アマゾナス州）、南アフリカ共和国	令和3年2月2日	令和3年2月5日午前0時
アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ブラジル（アマゾナス州を除く）、フランス、ベルギー	令和3年3月2日	令和3年3月5日午前0時

水際対策強化に係る新たな措置（８）

令和３年２月２日

1. 新型コロナウイルス変異株流行国・地域からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置」（第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 6 月 18 日）資料 2）及び「国際的な人の往来の再開等（第 41 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 7 月 22 日）資料 3）」に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、双方の取り決めに基づき、例外的に入国を認め（レジデンストラック）、14 日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形で行動制限を一部緩和（ビジネストラック）し、並びに、「国際的な人の往来の再開」（第 43 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 9 月 25 日）資料 4 の 1（2））に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可してきたところであるが、引き続き、当分の間、これらの仕組みによる新型コロナウイルス変異株流行国・地域（以下「変異株流行国・地域」という）からの新規入国を拒否する。

2. 変異株流行国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 44 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 10 月 30 日）資料 5 の 1）に基づき、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の 14 日間待機緩和を認めてきたところであるが、引き続き、当分の間、この仕組みによる変異株流行国・地域からの帰国者及び再入国者については 14 日間待機緩和を認めない。

3. 検疫の強化

- (1) 変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、引き続き、当分の間、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施する。
- (2) 変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後 3 日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。なお、検査証明を帰国時に提出できない日本人については、帰国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。

- (注1) 上記1～3に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置」(令和2年12月23日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(2)」(令和2年12月25日)は、廃止する。
- (注2) 変異株流行国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。
- (注3) 上記1～3に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に変異株流行国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注4) 上記3(2)に基づく措置は、令和3年2月5日午前0時(日本時間)から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の3日後の日の午前0時から実施する。

(以上)